

大分県報

平成二十八年
号外（一六）
三月十日

（木曜日）

目次

規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の制定……一

〇規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。
平成二十八年三月十日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）第一条第二項に規定する女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会が任命する職員
企業局長	企業局長が任命する職員
病院局長	病院局長が任命する職員